

看護補助業務委託仕様書

1 業務場所

沖縄県うるま市字宮里 281 番地
沖縄県立中部病院

2 業務時間等

- 1) 業務時間は 8 : 0 0 ~ 1 6 : 4 5 (休憩 4 5 分を含む) とする。

ただし、委託者の判断による場合に限り、業務時間を超えて業務を遂行することを妨げない。また、配置部署の事情により、上記勤務時間数を同じくして就業開始時刻を変更することができるものとする。

- 2) 休日等

休日は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和 47 年条例第 43 号）第 3 条並びに第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。ただし、沖縄県立中部病院が平日と同様に診療すると決定した日は、勤務日とする。

なお、台風の接近に際しては委託者との協議を経た上で、必要と判断した場合は暴風雨時においても業務を遂行するものとする。

3 配置人員

- 1) 部署ごと下記の人数の配置を基本とする。

放射線科 3 名、NICU/GCU 5 名、ICU 3 名、血液浄化センター 3 名の合計 14 名

4 資格条件

- 1) 3 分の 2 以上が高等学校卒業以上の学歴を有していること。
2) 心身共に健全で協調性に富み、医療機関に働く者としての心得のある者。
3) 情報処理対応可能者を 2 分の 1 以上配置すること（エクセル・ワードの初歩程度）。

5 業務内容

- 1) 放射線科（透視室）の環境整備

(1) 内視鏡室（透視室）の環境整備

ア ベッド、ストレッチャーのシーツ交換

イ 汚染リネンの回収・ゴミ箱の洗浄

ウ 物品補充

エ ロッカーの清掃・整備 補充

オ 使用物品の洗浄、尿器、便器の洗浄、消毒

- (2) 放射線科（アンギオ室）の環境整備
 - ア 手洗い場、壁拭き、片付け
 - イ 物品補充（ブラシ、マスク、帽子類）
 - ウ 汚染リネンの回収・ゴミ箱の洗浄・スリッパの洗浄
 - エ アンギオ更衣室の清掃、術着の補充
 - オ 使用物品の洗浄、尿器、便器の洗浄、消毒
- (3) 薬局請求書の提出と薬品受理
 - ア 薬品の請求書記入（定数に沿って）
 - イ 薬局より受理した薬品・輸液類の整理（管理薬は含まれない）
- (4) 放射線科（作業室）の環境整備
 - ア 冷蔵庫の温度チェック・冷蔵庫の清掃
 - イ 器械器具の一時洗浄（錆びなどチェックする）
- (5) CSにてセット類作成
 - ア PTCセット・ヒストロセット作成
 - イ ホールパンチ/保護チューブなどを作成し物品滅菌パック詰め
- (6) 内視鏡検査・治療について
 - ア 大腸ファイバーの洗浄、洗浄器の点検・作動準備
 - イ 下部内視鏡器具の洗浄・点検（附属器具、洗浄剤の量、洗浄回数など）
 - ウ 内視鏡検査・治療使用器材（リユース品）の定数・期限チェック
 - エ 下部内視鏡検査予定患者が服用する下剤（モビプレップ）の作成
 - オ 下部内視鏡検査予定患者の観便・検査着便案内
 - カ 検査後の患者のストレッチャー移乗およびリカバリー室案内介助
 - キ 内視鏡検査・治療で使用するME機器の借用・返却
 - ク 上部内視鏡検査・治療終了後のスコープ洗浄（内視鏡室クランクが休みなどで不在の場合）
- (7) 透析室を使用する検査・治療について
 - ア 検査・治療で使用する診療材料の定数・期限チェック、補充
 - イ 検査・治療終了後の片付け
- (8) 治療棟について
 - ア RALS で使用する物品のチェック・補充
- (9) その他
 - ア 与薬台および透視室・問診室内電子カルテ清掃、物品補充
 - イ 検査・治療で使用した注射トレイ・検体用トレイの清掃・片付け
 - ウ 検体提出（メッセージ業務担当看護補助員不在時など）

2) N I C U / G C U

- ア 保育器・コットの清拭・シーツ交換
- イ 沐浴槽の清掃
- ウ 人工呼吸器、光線療法機器等の機器の洗浄と消毒
- エ 与薬室の清拭とトレー類の洗浄
- オ 診療材料の補充
- カ C S 物品の請求と補充
- キ リネン庫の整備とリネンの補充、洗濯物の返却
- ク 検体提出
- ケ 薬品の受け取り、ダムウエーターからの受け取り
- コ メディカルペールの交換
- サ 手洗い石鹸の補充と容器の洗浄
- シ タオルペーパーの補充
- ス N I C U / G C U 内・面談室・授乳室の清掃

3) I C U

(1) 準備室

- ア 洗濯物の提出 (COVID - 19 用ガウン、タオル、バスタオル、枕等)
- イ 新感染症患者に使用したゴーグル・ヘイローマスクの回収と洗浄、乾燥後に組み立て作業
- ウ 患者使用後の食器の洗浄
- エ 抑制帯・マルチグローブ・いざえもん等の洗浄
- オ C S 物品の提出 (ジャクソンリリース、小児用レサシバック)
- カ ME 機器の清拭、返却と受け取り
- キ ME 機器使用物品 (IVP ライン等) 洗浄・浸漬・乾燥
- ク ダムウエーターの薬剤の受け取り
- ケ 内服薬の返却
- コ 返却する注射薬の仕分けと返却
- サ 輸液類の定数補充
- シ 清潔リネンの受け取り・補充
- ス C S パスボックスから滅菌物とパスツール消毒物品の受け取り
- セ 入院セットの作成 (三弾ワゴンに準備)
- ソ S P D 物品の点数点検と請求、補充
- タ 消耗品・印刷物請求と受け取り補充
- チ 吸引チューブ・排液チューブ作成
- ツ 冷蔵庫の清掃
- テ エコー用タオルの回収と補充

- ト 消毒液の作成
- ナ メディカルペールの交換
- ニ 手洗い場の洗剤の補充と容器の洗浄
- ヌ タオルペーパーの補充
- ネ 職員の弁当注文
- (2) 作業室
 - ア 吸引パックの取り換え、ボールやトレイ交換
 - イ 手袋補充
 - ウ SPD物品の補充
 - エ 清拭用洗面器の洗浄
 - オ 清拭後のリネンの片付け
 - カ 新感染症患者に使用した尿器の消毒液の準備と交換
 - キ 患者転床時の荷物搬送
 - ク 転床後のモニター類、輸液スタンド、電子カルテ、ライン類の清拭と物品の片付け
 - コ 転床後のME機器の清拭・返却
 - サ ベッドサイドのゴージョー補充
 - シ 吸引瓶の片付け、使用後の聴診器・マンシュエット等の清拭
 - ス 受け入れ準備のベッド作成と必要物品準備
 - セ ME機器の取り寄せ・付属物品の補充
- 4) 血液浄化センター
 - (1) 血液浄化センター内の環境整備
 - ア オーバーテーブルの清拭、ごみの分別、棚などの整理整頓
 - イ 作業室、リネン室、機材室、面談室、待合室、PD外来の整理整頓と清掃、必要物品の準備、補充
 - ウ 機械室の除湿器の水廃棄
 - エ 電子カルテの清掃、冷蔵庫内の清掃と整理整頓
 - オ シーツ交換、ベッド周りの清拭（午前・午後と患者入れ替わり時）
 - カ シーツなどの洗濯物の搬送
 - キ 尿器などの洗浄消毒
 - ク 機械器具（吸引びん俵・酸素コルベン等）の洗浄
 - ケ エコー機の清掃と片付け、必要物品の補充
 - コ 看護用品（聴診器、マンシュエット・駆血帯等、バインダー）の洗浄消毒
 - サ アイスノンの準備と片付け
 - シ CS物品の片付け、返却と受領、診療材料の点検
 - ス 車椅子・ストレッチャー・輸液スタンド・ワゴン等の手入れ
 - (2) 患者に関すること
 - ア 患者入室時の健康チェック

- イ 患者の搬送
- ウ 移動時の介助（ストレッチャー、車椅子）
- エ 体重測定補助（車椅子患者の補助）
- オ 車椅子カード（患者名）の準備
- カ トイレの見守り、尿便器の後片付け
- キ 必要時体位変換介助
- ク 透析開始前準備（モニター送信器、枕、電気毛布、酸素、吸引瓶等）
- (3) その他
 - ア 検体の提出と定期採血の検体容器準備
 - イ 薬剤の受け取り
 - ウ 翌日透析予定患者のベッドカード準備
 - エ 翌日透析予定患者の配置ベッドに枕や電気毛布を準備
 - オ 患者スケジュール表の発行、配布
 - カ 患者ネームラベル、薬品シール発行、シール（薬品名と患者名）を作成
 - キ ベッドカード、ネームマグネット作成
 - ク Fax の送信、書類のスキャン
 - ケ 転院前の書類準備（スキャン文書、封筒、透析記録）
 - コ 導入期指導セットの準備
 - サ 在宅透析処置伝票、透析記録用紙コピー、用紙の補充
 - シ 控室内の整理整頓
 - ス 職員用のコーヒー準備、弁当注文
 - セ その他看護師に指示されたこと

4. 服務規律

- (1) 受託者は、従業員に委託者と協議のうえ、定めた制服を支給し業務遂行中は清潔で統一されたユニフォーム及び名札を着用させること。
- (1) 業務を遂行するに当たって信頼を失うことのないよう細心の注意を払うこと。

5. 健康管理

- (1) 健康診断
 - ア. 受託者は、労働安全衛生法第 66 条を遵守し、従業員の健康管理を行うものとする。
 - イ. 毎日の健康チェック表（発熱の有無、咳、鼻水等や同居者のコロナ罹患の状況等）について、部署長に報告すること。
- (2) 抗体検査、ワクチン接種
 - ア. 受託者は、従業員に B 型肝炎ワクチン及びインフルエンザワクチンについて接種させなければならない。
 - イ. 受託者の責任のもと、従業員に受託業務に必要な感染症対策・検査・ワクチン接種等

(麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎にかかる抗体検査並びに当該検査が陰性の者に対するワクチン接種を含む)を実施すること。

ウ. 従業員は、新型コロナウイルスワクチン接種について接種することが望ましい。

*ア～ウについての抗体検査、ワクチン接種状況について、入職時に証明書を提出すること。

(3) その他

ア. 従業員に感染が判明したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、その旨を早急に委託者に報告すること。

イ. 受託者は、委託者の求めがある場合、上記の健康管理の記録を提出すること。